

助成事業規程

(目的)

第1条 本規程は、日本鉄鋼協会（以下「本会」）が行う助成事業がその趣旨の達成のために必要な制度運営について定める。

2. 本規程では、各制度間に共通する事項及び各制度間の調整に関する事項について定めるものとし、本規程に定められていない個別制度ごとの趣旨、対象者、採択数、研究期間、テーマ予算額、募集・選考・評価方法、支給方法については各制度ごとの規程に定める。

(制度趣旨)

第2条 鉄鋼に関する学術的・技術的な研究・開発活動に対して種々の助成事業を展開することにより、鉄鋼研究の量的拡大、質的向上を推進し、学術・技術の進展を図る。

(適用範囲)

第3条 本規程における助成とは次に掲げる制度をいう。

- 一 鉄鋼研究振興助成（含む石原・浅田研究助成、以下「振興助成」）
- 二 研究会
- 三 鉄鋼協会研究プロジェクト（以下「鉄協研プロ」）
- 四 日向方斉メモリアル国際会議助成（以下「日向方斉」）
2. 前項第2号の「研究会」には以下のものが含まれる。
 - 一 研究会Ⅰ シーズ主導のテーマを扱うものとする
 - 二 研究会Ⅱ ニーズ主導のテーマを扱うものとする

(主管)

第4条 選考、評価において前条の各制度を主管する会議体は次の各号に定めるところとする。

- 一 振興助成 振興助成審査WG
- 二 研究会Ⅰ 学会部門会議
- 三 研究会Ⅱ 生産技術部門会議
- 四 鉄協研プロ 生産技術部門会議
- 五 日向方斉 学会部門会議

2. 選考についての最終決定は理事会にて行う。

(予算配分)

第5条 日向方斉の予算の主管、作成については別途定める。

2. 研究会及び鉄協研プロに対して充当することができる予算として、「会長調整枠」を別途定め、理事会にてその額を承認するものとする。
3. 日向方斉を除く助成事業費にて、振興助成、研究会、鉄協研プロ及び会長調整枠の予算を充当するものとする。
4. 研究会と鉄協研プロの予算については、研究会Ⅰの予算額と、研究会Ⅱと鉄協研プロの合計の予算額が大きく相違しないものを原則とする。
5. 研究会Ⅰ、Ⅱ及び鉄協研プロの応募状況（第6条の規定による研究会からの推薦テーマを含む）を考慮して合理的であると判断される場合は、前項の規定にかかわらず当該原則に従わないことを認めることができる。

6. 第3項から前項までに規定される予算配分については、会長及び副会長による協議を経て理事会で決定とする。
7. 研究会及び鉄協研プロに限り、提案の内容から判断して会長調整枠からの予算を充当することが妥当であると考えられる応募テーマに対しては、前項の規定により定められた予算額を超過する場合であっても、会長は当該提案に会長調整枠から予算を充当することができる。

(発展的扱い)

- 第6条 終了報告書が提出された振興助成のテーマについては、振興助成審査WGの評価結果等を全学術部会長および全技術部会長に送付し、当該学術部会または技術部会の判断により研究会候補、または研究会候補の一部として推奨できるものとする。この場合、当該テーマにかかる受給者の合意を前提とする。
2. 研究会Ⅰに属するテーマであって、終了時評価において、継続的研究により更なる成果が期待できるとして学術部会より学会部門会議に提案がなされた場合、学会部門会議はこれを研究会Ⅱ若しくは鉄協研プロの候補として推薦できるものとする。この場合、当該研究会の合意を前提とする。
 3. 前項において、研究会Ⅱへの推薦を原則とするが、これは鉄協研プロへの推薦を妨げるものではない。
 4. 研究会Ⅱに属するテーマであって、継続的研究により更なる成果が期待できると終了時評価において判断されたものについては、対応する技術部会の判断により鉄協研プロの候補として生産技術部門会議に推薦できるものとする。この場合、当該研究会の合意を前提とする。
 5. 鉄協研プロに属するテーマの終了時評価に対する扱いは別途定める。
 6. 研究会Ⅰに属するテーマの研究チームは、その活動期間中であっても当該テーマの発展的内容を、研究会Ⅱもしくは産発プロに申請できるものとする。ただし、研究会Ⅱもしくは鉄協研プロとして採択された場合は、当該研究会は終了するものとする。
 7. 研究会Ⅱに属するテーマの研究チームは、その活動期間中であっても当該テーマの発展的内容を鉄協研プロに申請できるものとする。ただし、鉄協研プロとして採択された場合は、当該研究会は終了するものとする。

(発明等の権利の扱い)

- 第7条 本規程における「発明等」とは、発明、実用新案、意匠、商標を意味し、「発明等に関する権利」とはこれらにかかる出願前の権利、出願後の権利、及び登録後の権利全てを意味する。
2. 第3条第1項各号に記載された各制度にかかる活動において生じた著作権については別途定める「日本鉄鋼協会著作権規程」に従う。
 3. 第3条第1項各号に記載された各制度の結果生じた発明等に関する権利の扱いについては、原則として別途定める「発明等に関する規程」に従うものとする。
 4. 前項に関わらず、研究会及び鉄協研プロにおいては当該テーマ採択時に発明等に関する権利について特段の取決めを行うことができる。

(その他)

- 第8条 本規程の制定・改廃は理事会の議決による。
- 付則 この規程は、平成24年8月1日より施行する。

(平成27年2月10日一部変更理事会議定、平成27年4月1日施行)